

資料

令和5年第4回定例市議会追加議案 条例新旧対照表

(12月7日提出)

議案第 6 2 号 藤井寺市事務分掌条例の一部改正について

藤井寺市事務分掌条例の一部改正案…………… 1

議案第62号

藤井寺市事務分掌条例の一部改正について

○藤井寺市事務分掌条例（平成27年藤井寺市条例第36号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(組織等の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次に掲げる組織及び職（以下「組織等」という。）を置く。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 政策企画部</u></p> <p><u>(3) 総務部</u></p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 前条に定める組織等の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>危機管理監</p> <p>(1) 危機管理の統括に関すること。</p> <p>政策企画部</p> <p><u>(1) 秘書に関すること。</u></p> <p><u>(2) 市政の総合企画、調査、総合調整及び主要事業の進行管理に関すること。</u></p> <p><u>(3) 組織機構に関すること。</u></p> <p><u>(4) 公有財産の活用の総括に関すること。</u></p> <p><u>(5) 情報政策及びDX推進に関すること。</u></p> <p><u>(6) 広報及びシティセールスの総括に関すること。</u></p> <p>総務部</p> <p><u>(1) 議会に関すること。</u></p>	<p>(組織等の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次に掲げる組織及び職（以下「組織等」という。）を置く。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 総務部</u></p> <p><u>(3) 政策企画部</u></p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 前条に定める組織等の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>危機管理監</p> <p>(1) 危機管理の統括に関すること。</p> <p>総務部</p> <p><u>(1) 議会に関すること。</u></p> <p><u>(2) 法規、文書及び統計に関すること。</u></p> <p><u>(3) 公有財産の管理及び活用の総括に関すること。</u></p> <p><u>(4) 財政及び行財政改革に関すること。</u></p> <p><u>(5) 市税に関すること。</u></p> <p><u>(6) 契約及び検査に関すること。</u></p> <p><u>(7) 他組織等の所掌に属しないこと。</u></p> <p>政策企画部</p> <p><u>(1) 市政の総合企画、調査、総合調整及びシティセールスの総括に関すること。</u></p>

改正後	改正前
<p>(2) <u>法規、文書及び統計に関すること。</u></p> <p>(3) <u>公有財産の管理の総括に関すること。</u></p> <p>(4) <u>職員の定数、人事、給与及び研修に関すること。</u></p> <p>(5) <u>財政及び行財政改革に関すること。</u></p> <p>(6) <u>市税に関すること。</u></p> <p>(7) <u>契約及び検査に関すること。</u></p> <p>(8) <u>他組織等の所掌に属しないこと。</u></p> <p>市民生活部</p> <p>(1) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関すること。</p> <p>(2) 広聴、消費生活、文化振興及び自治の推進に関すること。</p> <p>(3) 人権擁護及び男女共同参画に関すること。</p> <p>(4) 環境保全及び環境衛生に関すること。</p> <p>(5) 一般廃棄物の処理及び清掃に関すること。</p> <p>(6) 観光に関すること。</p> <p>(7) 商工業及び労働に関すること。</p> <p>健康福祉部</p> <p>(1) 社会福祉（他組織等の所掌に属するものを除く。）に関すること。</p> <p>(2) 介護保険に関すること。</p> <p>(3) 国民健康保険、国民年金及び医療給付に関すること。</p> <p>(4) <u>保健医療</u>及び健康づくりに関すること。</p> <p>こども未来部</p> <p>(1) 子育て及び子育ての支援に関すること。</p> <p>(2) 保育に関すること。</p> <p>都市整備部</p> <p>(1) 都市計画、景観計画及び住宅に関すること。</p> <p>(2) 開発指導及び屋外広告物に関すること。</p> <p>(3) 市街地整備に関すること。</p> <p>(4) 公園及び緑化に関すること。</p> <p>(5) 農業に関すること。</p> <p>(6) 公共下水道に関すること。</p> <p>(7) 道路、橋りょう及び交通政策に関すること。</p> <p>(8) 河川及び水路に関すること。</p>	<p>(2) <u>組織機構に関すること。</u></p> <p>(3) <u>情報政策に関すること。</u></p> <p>(4) <u>秘書及び広報に関すること。</u></p> <p>(5) <u>職員の定数、人事、給与及び研修に関すること。</u></p> <p>市民生活部</p> <p>(1) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関すること。</p> <p>(2) 広聴、消費生活、文化振興及び自治の推進に関すること。</p> <p>(3) 人権擁護及び男女共同参画に関すること。</p> <p>(4) 環境保全及び環境衛生に関すること。</p> <p>(5) 一般廃棄物の処理及び清掃に関すること。</p> <p>(6) 観光に関すること。</p> <p>(7) 商工業及び労働に関すること。</p> <p>健康福祉部</p> <p>(1) 社会福祉（他組織等の所掌に属するものを除く。）に関すること。</p> <p>(2) 介護保険に関すること。</p> <p>(3) 国民健康保険、国民年金及び医療給付に関すること。</p> <p>(4) <u>保健</u>及び健康づくりに関すること。</p> <p>こども未来部</p> <p>(1) 子育て及び子育ての支援に関すること。</p> <p>(2) 保育に関すること。</p> <p>都市整備部</p> <p>(1) 都市計画、景観計画及び住宅に関すること。</p> <p>(2) 開発指導及び屋外広告物に関すること。</p> <p>(3) 市街地整備に関すること。</p> <p>(4) 公園及び緑化に関すること。</p> <p>(5) 農業に関すること。</p> <p>(6) 公共下水道に関すること。</p> <p>(7) 道路、橋りょう及び交通政策に関すること。</p> <p>(8) 河川及び水路に関すること。</p>

